井上　唯雄　　今井　雅人　　井本　富貴
岩佐　幸昌　　岩崎　欽一　　岩下　和夫
岩田　恒男　　岩原　弘　　岩見　千年
上木　隆扶　　上田　正弘　　植村　諒
鵜澤　貞夫　　打越　太　　宇藤　昌男
卜部美智子　　江口　正徳　　遠藤　明
遠藤　孝　　遠藤　俊男　　遠藤　修允
種田　務　　大木　茂　　大澤　啓三
大塚　淳子　　大冨　國雄　　大友　節子
大西　章一　　大西　正昭　　大嶺　惇雄
大森　岳　　岡　正史　　岡部　榮一郎
岡安　三男　　岡村　信吾　　岡本早智子
岡安　典昭　　奥田　卓司　　尾崎準一郎
越智　正信　　小野　健司　　小野　竹臣
梶　彌進男　　粕谷　信夫　　片山　金治
片山　重治　　加藤　公子　　加藤　頌茲
加藤　靖治　　加藤　善八　　加藤　保治
兼次　俊夫　　加納　眞市　　亀山　孝
河原崎久和　　菊地　和夫　　菊地　新一
岸　邦弘　　北田　幸　　北西　敏男
北野敬四郎　　北牧　政實　　鬼頭　俊雄
木下　脩三　　桐原　孝夫　　久我　宏
草薙　均　　久世　憲文　　國政　昭夫
久保　孝正　　熊谷　雄一　　熊山　松雄
久米　保　　公文　禮子　　倉林　堅治
栗島　祥次　　栗本　俊郎　　栗山　志郎
黒羽　徹　　桑原　淳次　　小泉　一夫
古浦　義己　　小鹿　隆次　　小島　孝夫
小島　正尚　　小林　廣伸　　小牧　英一
小嶺　恭孝　　近藤　元徳　　五反田　智
五藤　晃　　齊藤　勝義　　齊藤　寛一
坂倉　照雄　　坂本　高　　坂本　良一
相良　勇　　佐久間貴美子　　櫻井　安己
佐々木宏中　　佐々木幸夫　　佐藤　功
佐藤　誠孝　　佐藤　晴雄　　佐藤　秀次
佐藤　正之　　佐藤　光男　　佐野　長二
澤崎　信朗　　柴田　順一　　柴田〃チ子
島崎　昌明　　島田　汎子　　清水　泰雅
志村　宗亮　　下田代　勝　　周東　千司
庄司　壽夫　　進士　輝彦　　新村　俊彦
菅沼　行雄　　杉原　周太　　杉原　良信
鈴木　晟義　　鈴木　篤　　鈴木　武徳
鈴木　義保　　鈴木　好郎　　善家　勝三
染谷　秀丈　　高木　常年　　高橋　久志夫
高橋　佑治　　滝口平八郎　　武井　深
田嶋　春海　　舘　忠良　　立木　健二
立花　孝好　　田中　光暢　　田中　剛一
田中　正夫　　田中　善臣　　谷口　正晴
谷村　幸男　　樽木　昭　　丹　數茂
千葉　美好　　挺屋　義博　　辻元　義昭
土屋　重喜　　椿根　壽博　　鶴保　光男
寺田　光雄　　戸井田錬太郎　　東條　克己
徳永　宏毅　　冨澤　賢　　富山　哲夫
友利　貞一　　中　博子　　中井　弘一
中澤養一郎　　中島　剛一　　中島　襄兒
中嶋　正男　　中嶋　濱吉　　中田　榮一
中田　孝幸　　中西ひろみ　　中村　公一
中山　忠幸　　永井　一郎　　長井　浩
長尾　俊教　　長岡　正文　　永田　敏彦
長町　進　　永森　幸雄　　夏目　俊彦
成瀬　弘治　　西　親教　　西垣　正
西塚　好夫　　西原　洋昂　　西村　堅正
西村　晴彦　　西本　文子　　西山　喜介
二瓶　正夫　　丹羽　基雄　　根岸幾久男
野口　恭助　　野嶋外志子　　野瀬　孝之
芳賀里栄子　　伯谷　巖　　橋本　利男
長谷川　智　　長谷川　哲　　畑　俊一
花輪　保　　濱谷　尚生　　林　保子
早瀬東之介　　原　正明　　原田　得治
久野みどり　　雲雀　圭子　　福本玖珠代
藤井　訓文　　藤田　佳身　　藤津　公明
藤原　薫　　藤原　一夫　　古市　九功
古田　昭春　　古宮　貞雄　　古谷　健二
堀江　英夫　　米田勢津子　　前田　成彬
前田　忠英　　前田　豊克　　前原　則夫
正富　徹也　　松井　榮一　　松尾　勇
松田　信喜　　松田　節郎　　松田　康
松永　光雄　　松山　學　　丸山　鶴雄
三木　薫　　水谷　康徳　　三井　勇作
三橋　クニ　　美野本　學　　宮坂　公明
宮崎　史郎　　宮下　明義　　宮田　秀文
宮本　朝子　　三輪　乘雄　　村田　和良
村田　幹夫　　村松　久男　　毛利　敏治
森　嘉津子　　森田　哲　　森本　裕子
森本　正喜　　森谷　清哉　　守屋　隆喜
門田　弘道　　矢口　正一　　安田　活平
八幡賢一郎　　山内　昇　　山川　正男
山口　尚　　山口　哲男　　山下　浩二
山下　豊治　　山田　邦枝　　山田　剛朗
山田　養三　　油井　訓子　　遊佐　英夫
湯原　正朋　　横川　敬信　　横沢　政祐
吉浦　昭典　　吉川　鎭守　　吉川　武男
吉野　鎭夫　　吉藤三規男　　吉見　行弘
吉村　玲子　　米田三千雄　　若林　正一
渡瀬　久也　　渡邉　一弘　　渡邊　顯

瑞宝双光章を授ける（各通）

淺原　豊　　石井　正敏　　岩本陽一郎
植松　宣央　　木村　愼一　　今野　君江
佐々木恒夫　　佐々木照男　　真田　真
白土　善藏　　高橋　一郎　　田原　清隆
中井　忠雄　　仲野　禎久　　細川　照子
吉田　梅治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月一日）

皇室事項

信任状捧呈式

四月十七日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在トルコ特命全権大使オウズハン・エルトゥールルの信任状捧呈式を行われた。

四月十七日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在カザフスタン特命全権大使イェルラン・ケネスウリ・バウダルベック・コジャタエフの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

財　政

日本放送協会令和７年度収支予算について

放送法（昭和25年法律第132号）第70条第２項の規定に基づき、令和７年４月１日国会において承認された日本放送協会令和７年度収支予算は、次のとおりである。

令和７年４月22日

総　務　省

予算総則

第１条　日本放送協会（以下、「協会」という。）の令和７年度収支予算の収入及び支出を別表第１収支予算書のとおり定める。

第２条　令和７年９月30日までは、協会の放送の受信についての契約を締結した者から、令和７年10月１日以降は、協会の放送又は配信の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第２に掲げる契約種別に応じ、別表第３に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第４に掲げるとおりとする。（以下、協会の放送又は配信の受信についての契約を「受信契約」という。）

２　前項の規定にかかわらず、別表第５に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第６に掲げる支払方法のうち、口座振替、継続振込又はその他の支払方法のうち協会の指定する方法により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第５に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。また、第４項又は第５項の規定と重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が支払う場合は、前項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第５に掲げる額を減ずることとする。

３　第１項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第７に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第６に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第１項に定める受信料の額から別表第７に掲げる額を減ずることとする。ただし、第５項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第１項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第７に掲げる額を減ずることとする。

４　第１項の規定にかかわらず、住居（人が独立して生活を営むことができるように建てられた家屋又は区画された建物の一部の居住部分をいう。以下、この項及び第５項において同じ。）での受信契約を締結している者が、別表第６に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合で、その受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居での受信契約を締結し、別表第６に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約について、第１項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。